

国住備第 516 号  
令和 4 年 3 月 31 日

各都道府県知事・指定都市の長 殿

国土交通省住宅局長

### 公営住宅への入居者資格について

公営住宅の入居者資格のうち、同居親族要件については、地方からの提案を受けて、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成 23 年法律第 37 号）により公営住宅法（昭和 26 年法律第 193 号）第 23 条等\*が改正され、公営住宅法令上は廃止されています。

公営住宅の入居者資格は、公営住宅法第 23 条に定めるほかは事業主体の判断に委ねられているところですが、近年、若年単身世帯を含む単身世帯が増加している傾向を踏まえ、引き続き同居親族要件を存置している事業主体におかれては、全ての公営住宅について同要件を廃止した事例、一定の面積以下の住戸や一定の年齢以上の者に限って同要件を廃止した事例等を参考に、住宅に困窮する低額所得者に対する的確に公営住宅が供給されるよう、同要件の廃止又は一部廃止についてご検討いただくようお願いします。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

都道府県におかれては、貴管内の事業主体（指定都市を除く。）に対してもこの旨周知されるようお願いいたします。

※ 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による改正前の公営住宅法第 23 条第 1 号（同居親族要件）及び同法附則第 15 項（当分の間、過疎地域等において同居親族要件を不要とする規定）並びに地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う国土交通省関係政令の整備等に関する政令（平成 23 年政令第 424 号）による改正前の公営住宅法施行令（昭和 26 年政令第 240 号）第 6 条（高齢者、身体障害者その他の特に居住の安定を図る必要がある者等）